

立川市の保育のあり方に関する提言

令和4年3月

立川市保育のあり方検討委員会

～ 目 次 ～

ページ

はじめに	1
I 立川市の保育を取り巻く現在の状況	2
（１）就学前児童の人口推移	2
（２）認可保育所等の入所申請児童数見込について	4
（３）待機児童と保育を必要とする子どもの受入枠	6
（４）保育所（認可・地域型・認証・企業主導型・認可外） 認定こども園、幼稚園の設置状況	8
（５）各保育施設（建築物）の現状	9
（６）多様な保育サービスの実施状況	11
（７）認定こども園への移行について	15
（８）公立保育園について	15
II 立川市の保育に関する課題の検討	16
（１）幼児教育・保育の質の向上について	16
（２）多様な保育サービスについて	23
（３）今後の施設・園の更新や運営について	25
（４）保育の量、施設の配置等について	25
（５）公立保育園について	26
（６）地域の子育て支援について	26
III 今後のより良い保育の実現に向けた提言	27
VI 資料等	
立川市保育のあり方検討委員会設置要綱	29
立川市保育のあり方検討（事業者・運営法人）アンケート実施状況	31
（概要版）市立保育園民営化の検証報告書	32

はじめに

この数十年、子育てのあり方は少なからず変わり、保育のあり方は大きく変わりました。

ヒトとしての生物の特徴の一つは親以外の人々が子育てにかかわる「共同養育」です。しかし、親だけが子育てを担わなければならない状況になっており、子育てに強い負担感を感じる親も少なくない。これは親の養育力が低下したと簡単に言えるものではなく、社会としての養育力が低下したのだといえます。かつては、保育に欠ける子どもを保育するとされていた保育所等は現在、親と一緒に子育てをするパートナーとして社会的に重要な役割を果たしてきています。

今後もさらに少子化が続くと予想される中、保育のあり方を検討する機会をいただき、各委員の熱意のある意見を重ねました。その結果、保育所等だけに子育てを任せるのではなく、地域住民、事業所、自治体などが一体となって子どもの育ちを支え、親は安心して子育てができる、そのような未来を念頭に、この提言をまとめることになりました。これをご活用いただき、立川市の保育がこれからもより一層素晴らしいものとなることを期待いたします。

I 立川市の保育を取り巻く現在の状況

(1) 就学前児童の人口推移

立川市の就学前児童の人口については、2016（平成28）年以降では、2017（平成29）年の8979人をピークに、年齢毎に概ね1,400人から1,500人程度の人数で推移していたが、2020（令和2）年には0歳児が1,300人を割り込み、2021年はさらに0歳児の人口が減少した。

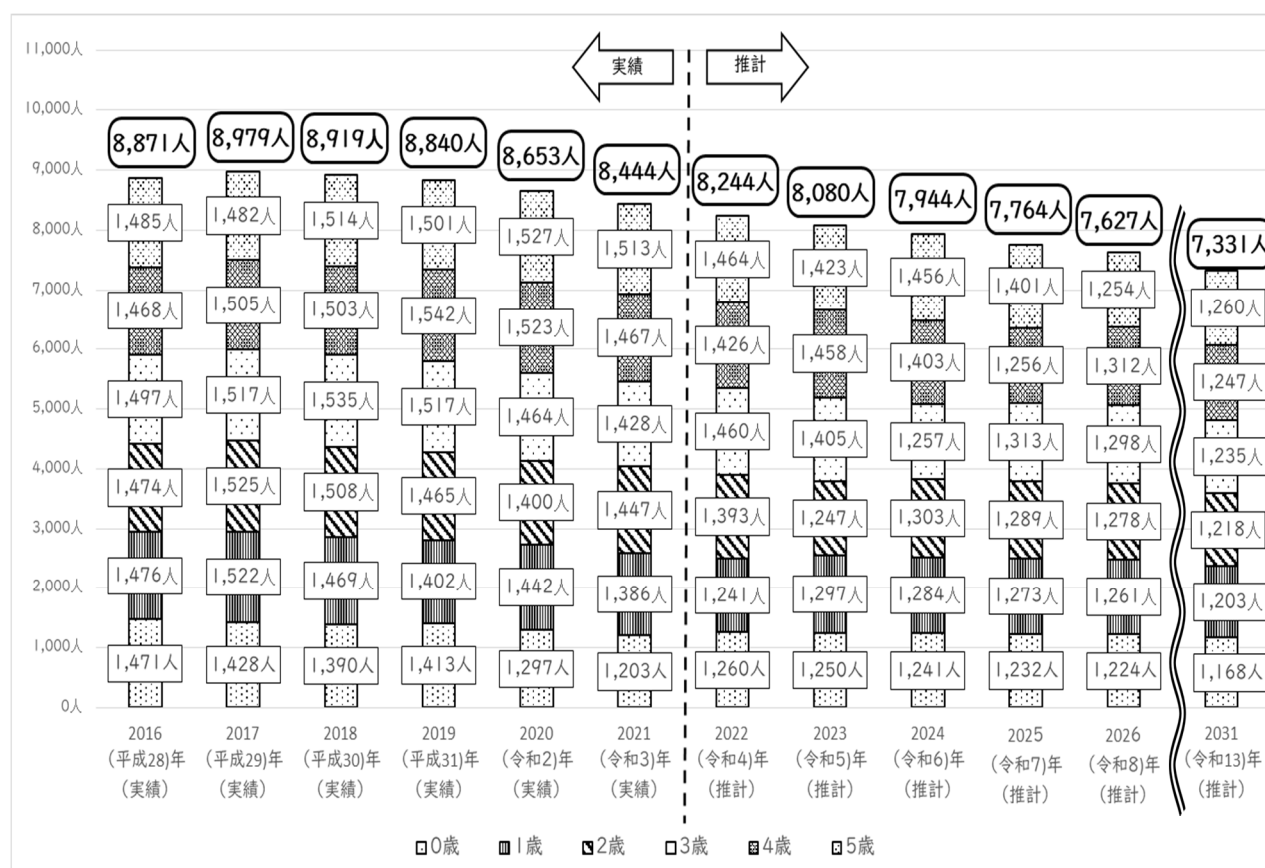
立川市の将来人口推計については、「立川市第4次長期総合計画後期基本計画策定のための将来人口推計調査報告書」の数値（以下、「長期基本計画の人口推計値」という）を基にすることとされているが、2020（令和2）年・2021（令和3）年の実績値は、0～5歳児の人口について、上記推計値をそれぞれ200人、300人程度下回っている。この乖離の原因としては、転入転出等の社会増減の他、新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、出生数の減少による0歳児人口の急速な減少があると推測される。

今後の保育ニーズを予測するに当たっても、本来は長期基本計画の人口推計値に基づくことが原則であるが、直近の未就学児人口の状況を踏まえ、今回の「立川市保育のあり方検討委員会」においては、次の考えに基づき、就学前児童の人口推計を行うこととする。

1. 2022（令和4）年4月の0歳児人口を、2021（令和3）年1月から9月までの出生数から推計し1260人とする。
2. その他の人口推移については、2021（令和3）年4月1日現在の人口実績値を基に、長期基本計画の人口推計値の増減率を乗じて算定する。

○就学前児童の人口実績・推計

4月1日現在



○就学前人口の実績・推移

4月1日現在

	2016 (平成28年) (実績)	2017 (平成29年) (実績)	2018 (平成30年) (実績)	2019 (平成31年) (実績)	2020 (令和2年) (実績)	2021 (令和3年) (実績)	2022 (令和4年) (推計)	2023 (令和5年) (推計)	2024 (令和6年) (推計)	2025 (令和7年) (推計)	2026 (令和8年) (推計)	2031 (令和13年) (推計)
0歳	1,471人	1,428人	1,390人	1,413人	1,297人	1,203人	1,260人	1,250人	1,241人	1,232人	1,224人	1,168人
1歳	1,476人	1,522人	1,469人	1,402人	1,442人	1,386人	1,241人	1,297人	1,284人	1,273人	1,261人	1,203人
2歳	1,474人	1,525人	1,508人	1,465人	1,400人	1,447人	1,393人	1,247人	1,303人	1,289人	1,278人	1,218人
3歳	1,497人	1,517人	1,535人	1,517人	1,464人	1,428人	1,460人	1,405人	1,257人	1,313人	1,298人	1,235人
4歳	1,468人	1,505人	1,503人	1,542人	1,523人	1,467人	1,426人	1,458人	1,403人	1,256人	1,312人	1,247人
5歳	1,485人	1,482人	1,514人	1,501人	1,527人	1,513人	1,464人	1,423人	1,456人	1,401人	1,254人	1,260人
合計	8,871人	8,979人	8,919人	8,840人	8,653人	8,444人	8,244人	8,080人	7,944人	7,764人	7,627人	7,331人

(2) 認可保育所等の入所申請児童数見込について

2016(平成28)年度からの入所申請率及び入所申請児童数は、次のとおりである。

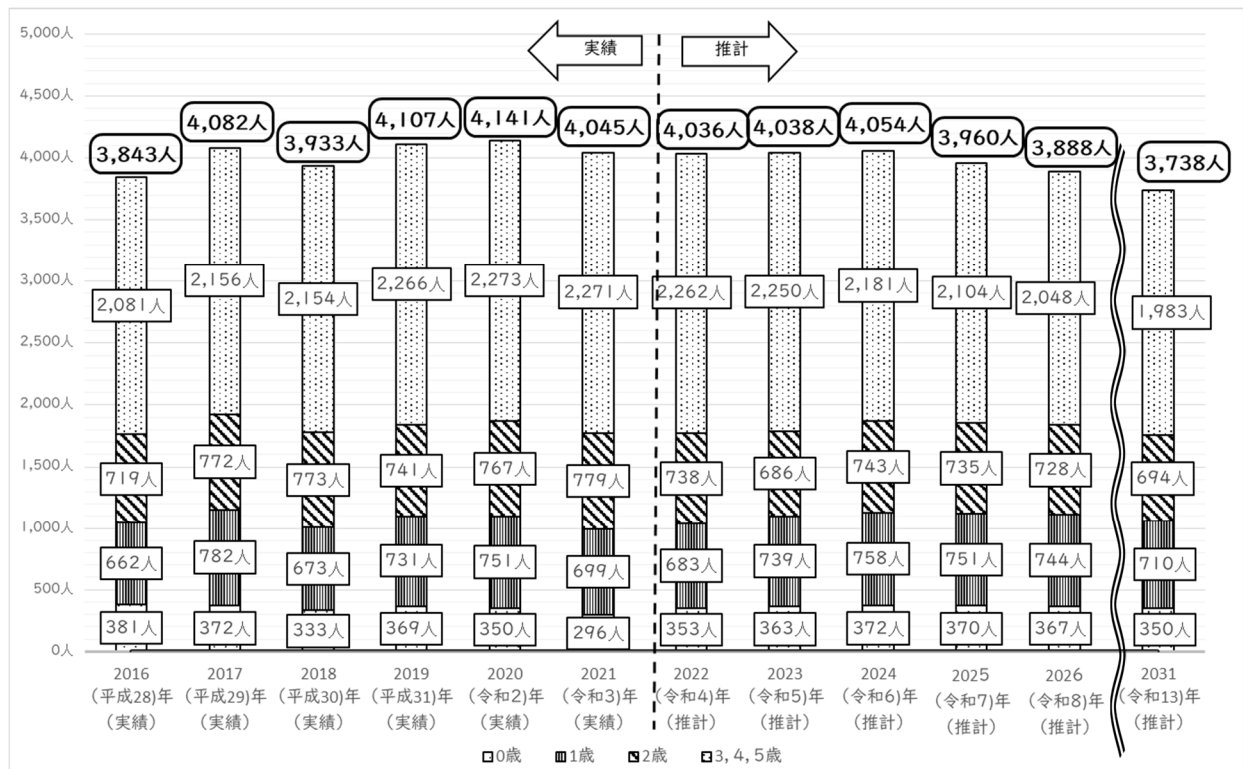
就学前児童数は減少傾向であったが、入所申請率は右肩上がりであるため、2020(令和2)年度まで入所申請児童数は増加してきた。2021(令和3)年度では、0,1,2歳児の入所申請率が減少したが、これは新型コロナウイルスの影響によるものと考えられる。また、0,1,2歳児の入所申請児童数は、2021(令和3)年4月実績値が令和2年度実績値を下回った。

令和4年度以降の入所申請率の見込については、新型コロナウイルスによる影響は小さくなるものと想定し、入所申請率は以前の右肩上がりに戻るものとして積算した。

人口推計は減少傾向であるが、入所申請率は計画どおりの見込値としたことから、令和4年度以降の入所申請児童数見込は、2024(令和6)年まで微増し、その後は入所申請率が上限となるため、人口減少の影響が大きくなり、減少していくものとして見込んでいる。

○入所申請児童数

4月1日現在



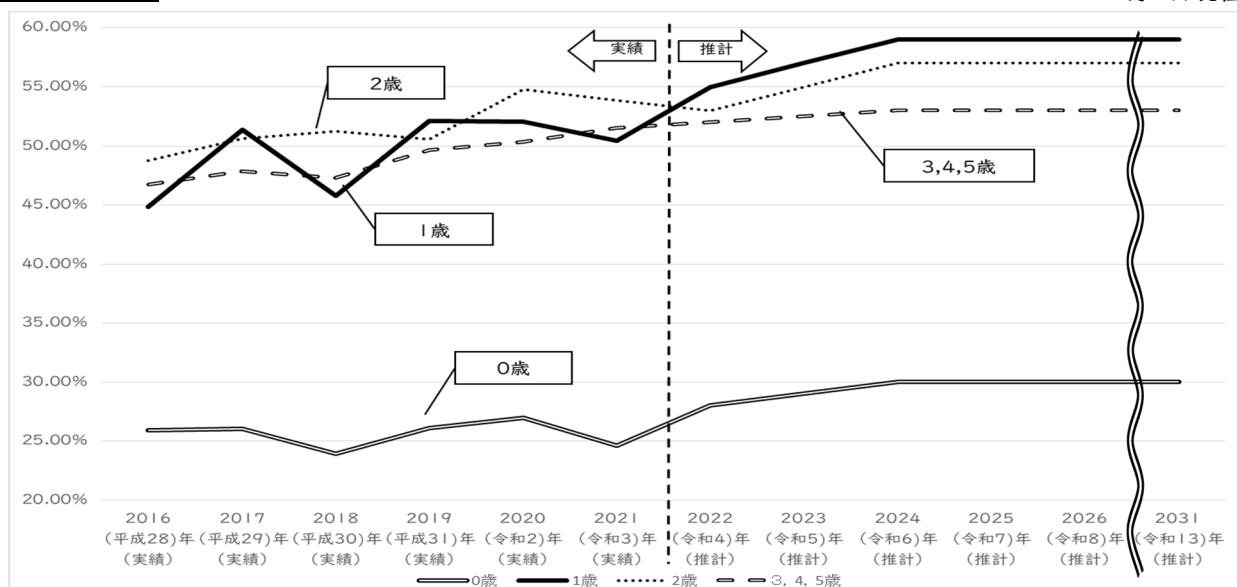
○入所申請児童数

4月1日現在

	2016 (平成28年) (実績)	2017 (平成29年) (実績)	2018 (平成30年) (実績)	2019 (平成31年) (実績)	2020 (令和2年) (実績)	2021 (令和3年) (実績)	2022 (令和4年) (推計)	2023 (令和5年) (推計)	2024 (令和6年) (推計)	2025 (令和7年) (推計)	2026 (令和8年) (推計)	2031 (令和13年) (推計)
0歳	381人	372人	333人	369人	350人	296人	353人	363人	372人	370人	367人	350人
1歳	662人	782人	673人	731人	751人	699人	683人	739人	758人	751人	744人	710人
2歳	719人	772人	773人	741人	767人	779人	738人	686人	743人	735人	728人	694人
3, 4, 5歳	2,081人	2,156人	2,154人	2,266人	2,273人	2,271人	2,262人	2,250人	2,181人	2,104人	2,048人	1,983人
合計	3,843人	4,082人	3,933人	4,107人	4,141人	4,045人	4,036人	4,038人	4,054人	3,960人	3,888人	3,738人

○入所申請率

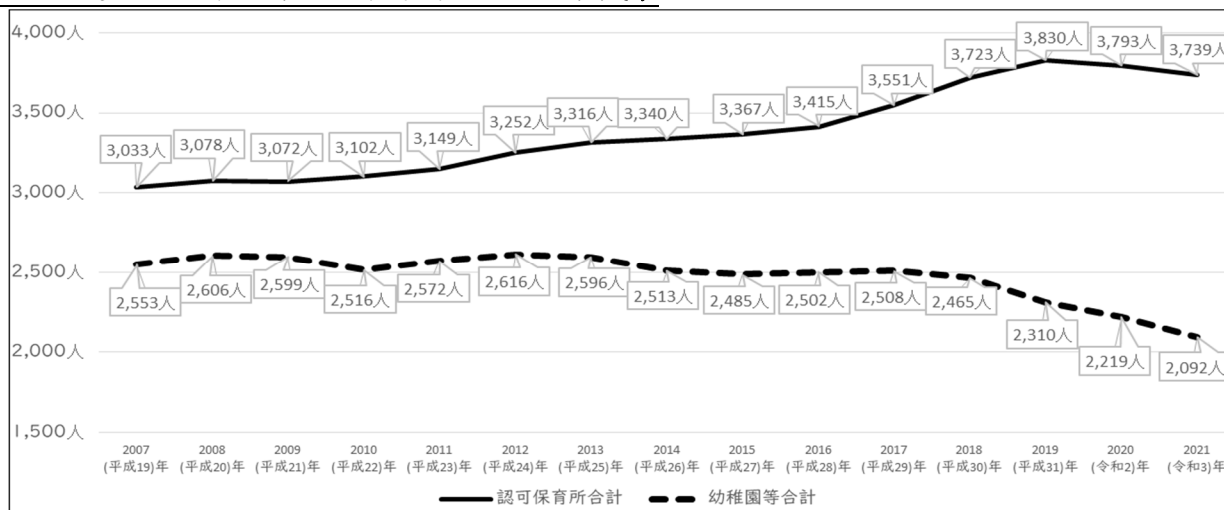
4月1日現在



入所申請率	2016 (平成28年) (実績)	2017 (平成29年) (実績)	2018 (平成30年) (実績)	2019 (平成31年) (実績)	2020 (令和2年) (実績)	2021 (令和3年) (実績)	2022 (令和4年) (推計)	2023 (令和5年) (推計)	2024 (令和6年) (推計)	2025 (令和7年) (推計)	2026 (令和8年) (推計)	2031 (令和13年) (推計)
0歳	25.90%	26.05%	23.96%	26.11%	26.99%	24.61%	28.00%	29.00%	30.00%	30.00%	30.00%	30.00%
1歳	44.85%	51.38%	45.81%	52.14%	52.08%	50.43%	55.00%	57.00%	59.00%	59.00%	59.00%	59.00%
2歳	48.78%	50.62%	51.26%	50.58%	54.79%	53.84%	53.00%	55.00%	57.00%	57.00%	57.00%	57.00%
3, 4, 5歳	46.76%	47.87%	47.32%	49.69%	50.35%	51.52%	52.00%	52.50%	53.00%	53.00%	53.00%	53.00%
合計	43.32%	45.46%	44.10%	46.46%	47.86%	47.90%	48.95%	49.97%	51.03%	51.00%	50.97%	50.98%

○児童の受入数の推移（認可保育所及び幼稚園分）

4月1日現在



児童の受入数の推移（認可保育所及び幼稚園等分）	2007 (平成19年)	2008 (平成20年)	2009 (平成21年)	2010 (平成22年)	2011 (平成23年)	2012 (平成24年)	2013 (平成25年)	2014 (平成26年)	2015 (平成27年)	2016 (平成28年)	2017 (平成29年)	2018 (平成30年)	2019 (平成31年)	2020 (令和2年)	2021 (令和3年)
認可保育所	209人	213人	205人	204人	219人	236人	238人	240人	237人	265人	284人	287人	299人	292人	259人
0歳	429人	437人	446人	456人	472人	493人	489人	497人	499人	509人	545人	593人	607人	597人	592人
1歳	511人	532人	538人	554人	572人	605人	614人	611人	612人	623人	653人	714人	702人	701人	706人
2歳	1,884人	1,896人	1,883人	1,888人	1,886人	1,918人	1,975人	1,992人	2,019人	2,018人	2,069人	2,129人	2,222人	2,203人	2,182人
3,4,5歳	3,033人	3,078人	3,072人	3,102人	3,149人	3,252人	3,316人	3,340人	3,367人	3,415人	3,551人	3,723人	3,830人	3,793人	3,739人
認可保育所合計	3,033人	3,078人	3,072人	3,102人	3,149人	3,252人	3,316人	3,340人	3,367人	3,415人	3,551人	3,723人	3,830人	3,793人	3,739人

※平成19年度から令和3年度までの受入れ実施数の推移を見るため、公私立認可保育所のみの合計としている。

幼稚園等	2007 (平成19年)	2008 (平成20年)	2009 (平成21年)	2010 (平成22年)	2011 (平成23年)	2012 (平成24年)	2013 (平成25年)	2014 (平成26年)	2015 (平成27年)	2016 (平成28年)	2017 (平成29年)	2018 (平成30年)	2019 (平成31年)	2020 (令和2年)	2021 (令和3年)
3,4,5歳	2,553人	2,606人	2,599人	2,516人	2,572人	2,616人	2,596人	2,513人	2,485人	2,502人	2,508人	2,465人	2,310人	2,219人	2,092人
幼稚園等合計	2,553人	2,606人	2,599人	2,516人	2,572人	2,616人	2,596人	2,513人	2,485人	2,502人	2,508人	2,465人	2,310人	2,219人	2,092人

※平成30年度以降、幼稚園型認定こども園へ移行した園を含む。

(3) 待機児童と保育を必要とする子どもの受入枠

2007(平成19)年度からの待機児童数と、保育を必要とする子どもの受入枠(認可保育所、地域型保育事業、認定こども園の保育機能部分、認可外保育所)は、次のとおりである。

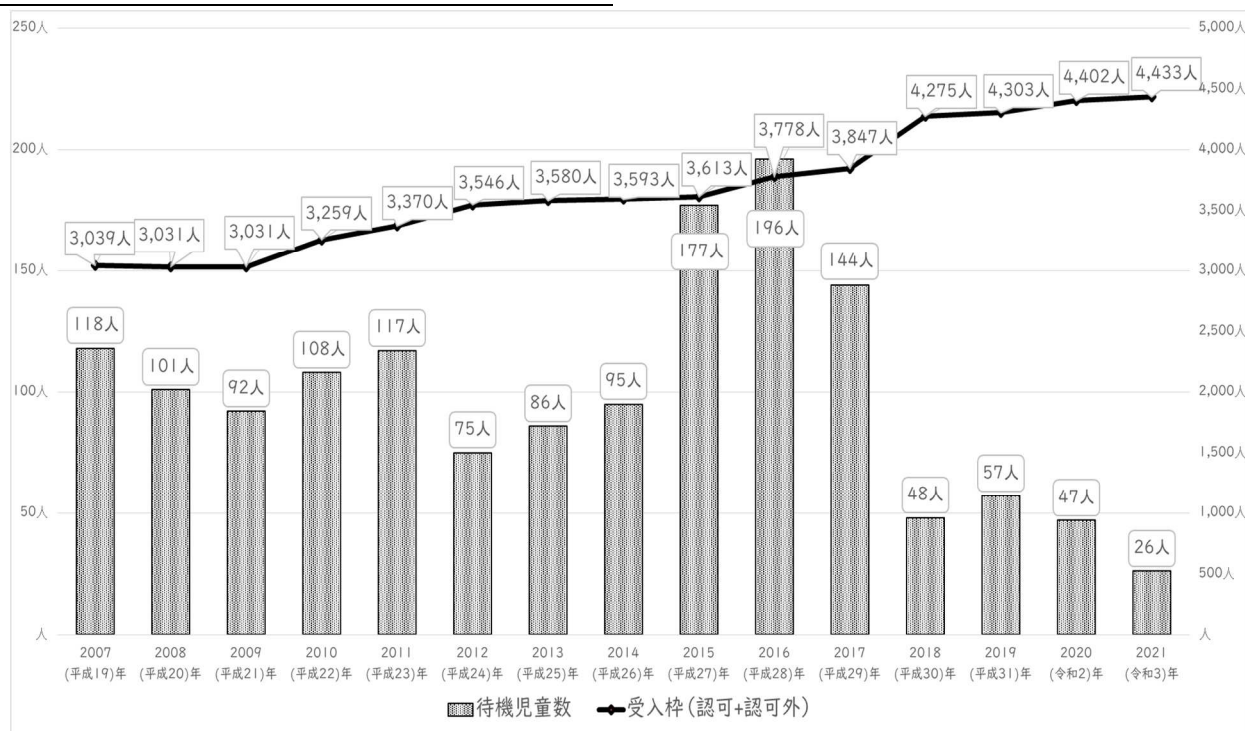
2016(平成28)年度では196人だった待機児童数は、2021(令和3)年度では26人まで減少し、2007(平成19)年以降、最も少ない人数となっている。

これは認可保育所の新設や市立保育園民営化に伴う増改築、認定こども園の保育所機能部分の新設、企業主導型保育事業所の地域枠の設定等による受入枠拡大により、保育を必要とする子どもの受入枠の拡大を行ったことによる影響が大きいものと考えられる。

待機児童が発生している一方、年度当初では受入枠に空きがある施設・園もある。その後は概ね6か月程度で受入枠はいっぱいになっている状況であるが、今後も引き続き施設・園の適正配置に努める必要があると考えられる。

○待機児童数と保育を必要とする子どもの受入枠

4月1日現在



○待機児童数

4月1日現在

	2007 (平成19)年	2008 (平成20)年	2009 (平成21)年	2010 (平成22)年	2011 (平成23)年	2012 (平成24)年	2013 (平成25)年	2014 (平成26)年	2015 (平成27)年	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (平成31)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年
0歳	2人	16人	9人	29人	24人	23人	26人	20人	25人	55人	25人	13人	23人	8人	5人
1歳	58人	30人	41人	29人	61人	37人	32人	50人	90人	68人	85人	22人	27人	31人	19人
2歳	48人	35人	14人	39人	20人	13人	24人	14人	40人	44人	31人	10人	4人	8人	2人
3歳	6人	17人	19人	5人	9人	1人	4人	9人	17人	26人	3人	3人	3人	0人	0人
4歳	3人	1人	9人	2人	3人	1人	0人	2人	4人	3人	0人	0人	0人	0人	0人
5歳	1人	2人	0人	4人	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計	118人	101人	92人	108人	117人	75人	86人	95人	177人	196人	144人	48人	57人	47人	26人

○受入枠（認可＋認可外）

	2007 (平成19)年	2008 (平成20)年	2009 (平成21)年	2010 (平成22)年	2011 (平成23)年	2012 (平成24)年	2013 (平成25)年	2014 (平成26)年	2015 (平成27)年	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (平成31)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2024 (令和6)年	2025 (令和7)年	2026 (令和8)年	2031 (令和13)年
0歳	341人	325人	320人	327人	387人	429人	431人	439人	292人	325人	366人	393人	397人	404人	414人	417人	417人	417人	417人	417人	417人
1歳	377人	396人	395人	454人	471人	496人	497人	497人	549人	608人	621人	721人	728人	758人	757人	762人	762人	762人	762人	762人	762人
2歳	470人	483人	491人	554人	579人	610人	614人	613人	677人	733人	741人	835人	848人	881人	871人	877人	877人	877人	877人	877人	877人
3、4、5歳	1,851人	1,827人	1,825人	1,924人	1,933人	2,011人	2,038人	2,044人	2,095人	2,112人	2,119人	2,326人	2,330人	2,359人	2,391人	2,406人	2,406人	2,406人	2,406人	2,406人	2,406人
合計	3,039人	3,031人	3,031人	3,259人	3,370人	3,546人	3,580人	3,593人	3,613人	3,778人	3,847人	4,275人	4,303人	4,402人	4,433人	4,462人	4,462人	4,462人	4,462人	4,462人	4,462人

4月1日現在

○受入枠（認可）

	2007 (平成19)年	2008 (平成20)年	2009 (平成21)年	2010 (平成22)年	2011 (平成23)年	2012 (平成24)年	2013 (平成25)年	2014 (平成26)年	2015 (平成27)年	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (平成31)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2024 (令和6)年	2025 (令和7)年	2026 (令和8)年	2031 (令和13)年
0歳	229人	213人	213人	210人	220人	239人	241人	249人	251人	284人	314人	335人	333人	333人	340人	343人	343人	343人	343人	343人	343人
1歳	377人	396人	395人	454人	471人	496人	497人	497人	496人	541人	542人	605人	604人	616人	625人	630人	630人	630人	630人	630人	630人
2歳	470人	483人	491人	554人	579人	610人	614人	613人	613人	654人	648人	719人	718人	730人	732人	738人	738人	738人	738人	738人	738人
3、4、5歳	1,851人	1,827人	1,825人	1,924人	1,933人	2,011人	2,038人	2,044人	2,063人	2,080人	2,087人	2,280人	2,284人	2,294人	2,308人	2,323人	2,323人	2,323人	2,323人	2,323人	2,323人
合計	2,927人	2,919人	2,924人	3,142人	3,203人	3,356人	3,390人	3,403人	3,423人	3,559人	3,591人	3,939人	3,973人	3,973人	4,005人	4,034人	4,034人	4,034人	4,034人	4,034人	4,034人

4月1日現在

○受入枠（認可外）

	2007 (平成19)年	2008 (平成20)年	2009 (平成21)年	2010 (平成22)年	2011 (平成23)年	2012 (平成24)年	2013 (平成25)年	2014 (平成26)年	2015 (平成27)年	2016 (平成28)年	2017 (平成29)年	2018 (平成30)年	2019 (平成31)年	2020 (令和2)年	2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2024 (令和6)年	2025 (令和7)年	2026 (令和8)年	2031 (令和13)年
0歳																					
1歳	112人	112人	107人	117人	167人	190人	190人	190人	41人	41人	52人	58人	64人	71人	74人	74人	74人	74人	74人	74人	74人
2歳								190人	53人	67人	79人	116人	124人	142人	132人	132人	132人	132人	132人	132人	132人
3、4、5歳									64人	79人	93人	116人	130人	151人	139人	139人	139人	139人	139人	139人	139人
合計	112人	112人	107人	117人	167人	190人	190人	190人	32人	32人	32人	46人	46人	65人	83人	83人	83人	83人	83人	83人	83人

4月1日現在

○地区別 待機児童数・定員未満人数

地区	地区別待機児童数										地区別定員未満の人数									
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計				0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計			
	1人	2人	1人				1人	3人	4人		12人	8人		9人	8人	2人	39人	4人	1人	
富士見																				
南部西																				
柴崎																				
南部東																				
錦																				
羽衣																				
高松・緑																				
曙																				
栄																				
若葉																				
幸																				
北部中																				
柏・泉																				
砂川																				
上砂																				
北部西																				
一番																				
西砂																				
合計	5人	17人	2人	2人	人	人	26人				42人	17人	9人	26人	39人	29人	162人	162人		

令和3年4月1日

(4) 保育所（認可・地域型・認証・企業主導型・認可外）、認定こども園、幼稚園の設置状況

2009（平成21）年4月1日現在と、2021（令和3）年4月1日現在で、市内に設置されている保育所、認定こども園、幼稚園の比較は、下記のとおりとなっている。

4月1日現在

	2009（平成21）年		2021（令和3）年	
	施設・園・事業所数	定員合計	施設・園・事業所数	定員合計
私立認可保育所 （分園は本園を含む）	17施設	1,997人	30施設	3,218人
市立認可保育所	11施設	1,075人	6施設	605人
小規模保育事業	-	-	5施設	70人
旧制度保育室※	1施設	29人	-	-
家庭的保育事業	-	-	6施設	22人
旧制度家庭福祉員※	6施設	22人	-	-
認証保育所	3施設	90人	5施設	213人
企業主導型保育事業 （企業枠＋地域枠）	-	-	14施設	396人
幼稚園	11施設	2,602人	8施設	1,825人
幼稚園型認定こども園	-	-	3施設	790人
旧制度認定こども園※	1施設	107人	-	-
その他の認可外保育事業所	資料無し	資料無し	16施設	435人
合 計	50施設	5,922人	93施設	7,574人

※平成27年度から子ども・子育て新制度が開始されたことから、小規模保育事業、家庭的保育事業、認定こども園に移行している。

※企業主導型保育事業は、平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度で、企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行うもの。

2015（平成27）年4月から開始した子ども・子育て支援制度では、各区市町村において、子ども・子育て支援事業計画として、将来的な教育・保育等の量の見込と確保方策等を策定することとされた。市が2020（令和2）年度に策定した「第4次夢育で・たちかわ子ども21プラン」では、第5章に、幼児教育・保育の量の見込と確保方策を記載している。保育の量の確保方策においては、認可保育所、認証保育所、定期利用分とあわせて、企業主導型保育事業所の地域枠を含めて策定しており、ほぼ充足している状況であるとしている。

また、2019（令和元）年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、制度として新設された施設利用新1号認定こども、新2号認定こどもにより、保育所等と幼稚園の利用状況は変化するものと考えている。

(5) 各保育施設（建築物）の現状

一般的に、木造の建物の耐用年数は20数年程度、鉄筋コンクリートは50年弱とされているが、実際には修繕等を適切に行うことでこの年数を超えて使用している例はある。施設の建設後の経過年数について、アンケートによると回答数64施設のうち約25%（15施設）が築31年を超えている。約48%（31施設）は10年以下となっているが、31年以上経過している施設が約4分の1（15施設、23.44%）を占めている。31年以上の私立認可保育所の5施設のうち1園は建替え中であるが、残り4園について建替えは未定である。また、市立認可保育所6園のうち5園は建設後41年以上経過しているが、建替え計画は未定である。

幼稚園、幼稚園型認定こども園の41年以上の施設についても、建替えを予定しているものはない。

また、延べ床面積では、500㎡以下の施設が約39%（25施設）となっている。

園庭については、園庭がないと回答した施設が、私立認可保育所では2施設、小規模保育事業所は2施設、家庭的保育事業所は2施設、企業主導型保育事業所4施設となっている。また園庭面積は、1000㎡以下の施設が、50%（32施設）となっている。

【事業者アンケートより】

○各保育施設 建物の建設年数・賃貸開始年数

事業種別	建設年数・賃貸開始年数					
	10年以下	11年以上20年以下	21年以上30年以下	31年以上40年以下	41年以上	無回答
私立認可保育所	13	4		1	4	
私立認可保育所分園	2					
市立認可保育所			1		5	
小規模保育事業	4	1				
家庭的保育事業	1	2	1			1
認証保育所	2	2	1			
企業主導型保育事業	6			1	1	
幼稚園	2	3	1		1	
幼稚園型認定こども園		1			2	
幼稚園型認定こども園保育機能施設	1					
合計	31 (48.4%)	13 (20.3%)	4 (6.3%)	2 (3.1%)	13 (20.3%)	1 (1.6%)

○各保育施設 建物の延べ床面積

事業種別	建物の延べ床面積						
	100㎡以下	101㎡以上 500㎡以下	501㎡以上 1000㎡以下	1001㎡以上 1500㎡以下	1501㎡以上 2000㎡以下	2001㎡以上	無回答
私立認可保育所		4	12	6			
私立認可保育所分園		1	1				
市立認可保育所		1	5				
小規模保育事業	3	1					1
家庭的保育事業	3	2					
認証保育所		4					1
企業主導型保育事業	2	4					2
幼稚園			3	2	1	1	
幼稚園型認定こども園			1		1		1
幼稚園型認定こども園保育機能施設			1				
合計	8 (12.5%)	17 (26.6%)	23 (35.9%)	8 (12.5%)	2 (3.1%)	1 (1.6%)	5 (7.8%)

○各保育施設 建物の延べ敷地面積

事業種別	建物の延べ敷地面積						
	100㎡以下	101㎡以上 500㎡以下	501㎡以上 1000㎡以下	1001㎡以上 1500㎡以下	1501㎡以上 2000㎡以下	2001㎡以上	無回答
私立認可保育所		3	3	8	7	1	
私立認可保育所分園		1				1	
市立認可保育所			2	1	1	2	
小規模保育事業		3	1				1
家庭的保育事業	1	3					1
認証保育所		1		2			2
企業主導型保育事業	1	2				1	4
幼稚園			2	1	1	3	
幼稚園型認定こども園				1		1	1
幼稚園型認定こども園保育機能施設			1				
合計	2 (8.3%)	13 (54.1%)	9 (37.5%)	13 (54.1%)	9 (37.5%)	9 (37.5%)	9 (37.5%)

(6) 多様な保育サービスの実施状況

①延長保育事業

【概要】

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外（11時間開所時間を超えて、さらにおおむね30分以上実施する保育）の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する。

【実施園数・利用者数】

利用者は年間延べ人数

延長保育事業	2015(平成27)年度		2016(平成28)年度		2017(平成29)年度		2018(平成30)年度		2019(平成31)年度		2020(令和2)年度	
	実施園数(園)	利用者数(人)	実施園数(園)	利用者数(人)	実施園数(園)	利用者数(人)	実施園数(園)	利用者数(人)	実施園数(園)	利用者数(人)	実施園数(園)	利用者数(人)
市立認可保育所	9	1,573	8	1,610	8	1,400	7	1,315	7	1,334	6	841
私立認可保育所	19	6,903	22	6,863	25	7,645	27	8,635	27	8,010	28	6,042
合計	28	8,476	30	8,473	33	9,045	34	9,950	34	9,344	34	6,883

令和2年度のみ小規模保育事業2施設分含む

②育休明け入園予約制度

【概要】

市内2つの認可保育所分園で実施されている、0～2歳児を対象とした入園予約制度。乳児は4月以外では空きがなく入園しづらいため、4月に合わせて、保護者が育休を切り上げることなく、5月以降に入園する予約を行い、受け入れ枠を確保しておくことで、育休を十分に取れるようにできる。園では乳児が徐々に入園することで落ち着いた受け入れができる。

【募集数・応募数・決定数状況】

第1期(5月から3月入園)

単位:人

		2019(平成31)年度			2020(令和2)年度			2021(令和3)年度		
0歳児		募集数	応募数	決定数	募集数	応募数	決定数	募集数	応募数	決定数
	A分園	2	3	2	2	4	2	2	4	2
	B分園	1	2	1	1	0	0	1	1	1
	C分園	3	0	0	3	1	1	3	1	1
合計		5	3	2	5	5	3	5	5	3
1歳児		募集数	応募数	決定数	募集数	応募数	決定数	募集数	応募数	決定数
	A分園	3	3	3	3	3	3	3	9	3
2歳児		募集数	応募数	決定数	募集数	応募数	決定数	募集数	応募数	決定数
	A分園	5	0	0	5	0	0	5	2	2

第2期(9月から3月入園)

単位:人

		2019(平成31)年度			2020(令和2)年度			2021(令和3)年度		
0歳児		募集数	応募数	決定数	募集数	応募数	決定数	募集数	応募数	決定数
	A分園	1	2	1	1	3	1	1	7	1
	B分園	2	6	2	2	4	2	2	2	2
	C分園	3	5	5	3	3	2	3	4	3
合計		4	7	6	4	6	3	4	11	4

③一時預かり事業

【概要】

「一時預かり事業 一般型」は、保育所等で実施されるもので、原則として保育所等に入所していない子どもが対象となり、利用理由の制限はない。公立保育所分限に限り、国事業ではなく、都事業として実施している。

※幼稚園でも「一時預かり事業 幼稚園型」として実施されている例があり、「幼稚園における預かり保育」と同様、原則として幼稚園に在園している子どもが対象となり、通常の保育時間の前後に行われるものである。

【実施園数・利用者数】

一時預かり事業		2015(平成27)年度		2016(平成28)年度		2017(平成29)年度		2018(平成30)年度		2019(平成31)年度		2020(令和2)年度	
		実施園数(園)	利用者数(人)	実施園数(園)	利用者数(人)	実施園数(園)	利用者数(人)	実施園数(園)	利用者数(人)	実施園数(園)	利用者数(人)	実施園数(園)	利用者数(人)
市立認可保育所		1	223	1	287	1	479	1	149	1	89	1	46
私立認可保育所		10	5,849	11	5,217	11	4,265	13	4,379	13	4,026	12	2,456
子ども未来センター		1	1,970	1	1,972	1	1,947	1	2,109	1	2,131	1	1,867
一般型合計		12	8,042	13	7,476	13	6,691	15	6,637	15	6,246	14	4,369

利用者数は年間延べ人数

④定期利用保育事業

【概要】

定期利用保育事業とは、都事業を基に実施するもので、原則として保育所等に入所していない子どもで、保護者の就労のために、保育を必要とする子どもが対象。現在、一時預かり事業を行っている保育所で実施している。

【実施園数・利用者数】

定期利用保育事業		2015(平成27)年度		2017(平成28)年度		2019(平成29)年度		2020(平成30)年度		2021(平成31)年度		2022(令和2)年度	
		実施園数(園)	利用者数(人)	実施園数(園)	利用者数(人)	実施園数(園)	利用者数(人)	実施園数(園)	利用者数(人)	実施園数(園)	利用者数(人)	実施園数(園)	利用者数(人)
市立認可保育所		1	303	1	294	1	281	1	206	1	204	1	114
私立認可保育所		10	3,019	11	3,107	11	3,410	13	2,616	13	2,669	12	2,700
合計		11	3,322	12	3,401	12	3,691	14	2,822	14	2,873	13	2,814

利用者数は年間延べ人数

⑤幼稚園における預かり保育事業

【概要】

幼稚園等で実施されるもので、原則として幼稚園に在園している子どもが対象となり、通常の保育時間の前後や夏休み等の長期休暇中に実施されるものである。制度としては、子ども・子育て支援制度によるものと私学助成制度によるものがあるが、保護者が利用する場合には制度上の差異はほとんどない。

【実施園数・利用者数】

預かり保育		2015(平成27)年度 (参考値)※		2016(平成28)年度		2017(平成29)年度		2018(平成30)年度		2019(平成31)年度		2020(令和2)年度	
		実施園数	利用者数	実施園数	利用者数	実施園数	利用者数	実施園数	利用者数	実施園数	利用者数	実施園数	利用者数
①	教育時間開始前	内訳なし	74,009人	5園	18,086人	4園	21,513人	4園	17,682人	7園	25,954人	6園	25,186人
	教育時間終了後			11園	54,377人	11園	53,045人	11園	52,969人	11園	57,273人	11園	53,283人
	教育時間開始前及び終了後 合計	-	74,009人	-	72,463人	-	74,558人	-	70,651人	-	83,227人	-	78,469人
②	長期休暇(夏休み)	11園	内訳なし	11園	8,714人	11園	8,965人	11園	6,968人	11園	7,767人	11園	6,228人
	長期休暇(冬休み)	10園		10園	1,984人	10園	2,605人	10園	1,900人	10園	1,850人	10園	2,125人
	長期休暇(春休み)	8園		8園	3,659人	8園	3,624人	9園	3,055人	8園	3,377人	9園	3,260人
	長期休暇中 合計	-	11,172人	-	14,358人	-	15,194人	-	11,923人	-	12,994人	-	11,613人
③	土曜日における預かり保育の延べ利用人数	調査項目なし	調査項目なし	1園	825人	1園	726人	1園	800人	1園	561人		612人

※ 平成27年度は実施日数が私立幼稚園現況報告の調査項目にないため、平成28～29年度までの各園の実施日数の平均としたことから、参考値とする。

⑥病児・病後児保育

【概要】

病児保育（病児対応型）とは、児童が病気の「回復期に至らない場合」であるが、当面は症状の急変が認められない児童を、病院や保育所等の付設の専用スペースで、一時的に預かるもの。現在立川市では医療機関に付設した2施設実施している。

病後児保育（病後児対応型）とは、病気の回復期であるが、集団保育が困難である児童を、保育所等の付設の専用スペースで、一時的に預かるもの。現在立川市では実施している施設はない。

事業者アンケートでは病児保育を現在実施している施設はなく、今後予定している施設もない。病後児保育については検討している施設が1園ある。

【実施施設数・利用者数】

	2015(平成27)年度		2016(平成28)年度		2017(平成29)年度		2018(平成30)年度		2019(平成31)年度		2020(令和2)年度	
	延べ利用者数	1日当たり利用人数	延べ利用者数	1日当たり利用人数	延べ利用者数	1日当たり利用人数	延べ利用者数	1日当たり利用人数	延べ利用者数	1日当たり利用人数	延べ利用者数	1日当たり利用人数
病児保育事業 (2施設・定員8人)	1,369人	5.7人	1,595人	5.7人	1,601人	6.9人	1,473人	6.2人	1,384人	5.8人	482人	2.3人

⑦医療的ケア児の受入れ

【概要】

医療的ケア児とは、日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童をいう（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第二条２）。医療的ケアの例としては、喀痰吸引、胃ろう・腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養、導尿、在宅酸素療法等がある。医療的ケア児の身体状況は個々によって大きく違い、寝たきりに近い状態から、走るなどの運動ができるなど幅広い。

令和３年度 of 法律で、国や自治体、保育所や幼稚園には、医療的ケア児に対して適切な支援を行う責務があると規定された。立川市では現在は主に公立保育園が中心となって、医療的ケア児の受入れを行っている。

事業者アンケートでは検討中の施設が認可保育所等でⅠ園、企業主導型保育施設でⅠ園あるが、その他の施設では予定がない。

⑧トワイライト保育（22時までの夜間保育）

【概要】

夜10時（22時）まで開所する認可を受けた認可保育所（夜間保育所）、または通常の認可保育所で延長保育を夜10時頃まで実施する場合等をいう。

【実施園】

現在、立川市全体で認証保育所Ⅰか所のみの実施となっている。

※24時間保育事業はトワイライト保育の類型となるが、市で現在実施している、または今後実施を見込んでいる施設はない。

⑨休日・年末年始保育

【概要】

日曜日や祝日、年末年始に保育を実施するもの。

【実施園】

現在、立川市全体で認証保育所、企業主導型保育事業で合わせて3か所のみの実施となっている

事業者アンケートでは企業主導型保育施設でⅠ施設検討中。

⑩送迎拠点を利用した保育所・幼稚園等の送迎サービス

【概要】

駅の近くなどに児童が一時的に滞在できる送迎拠点を設置し、バス等で送迎拠点と園との間で送迎を行うことで、自宅から遠距離の保育所等や幼稚園を利用できるようにする送迎サービス等。

事業者アンケートでは幼稚園、幼稚園型認定こども園では実施しているが、その他保育施設では実施していない。今後、実施を検討している施設は企業主導型保育施設でⅠ施設、家庭的保育室でⅠ施設、検討中の施設がⅠ施設。

(7) 認定こども園への移行について

【概要】

認定こども園とは、幼児教育・保育を一体で行う施設として、幼稚園と保育所等の両方の機能を備えた施設。類型としては下記の4つがある。

1. 幼保連携型

幼稚園的機能と保育所的機能の両方をあわせ持つ単一の施設

2. 幼稚園型

幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的機能を備えた施設

3. 保育所型

認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えた施設

4. 地方裁量型

幼稚園・保育所のいずれの認可もない、地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすもの

事業者アンケートでは立川市では令和3年度現在、②幼稚園型が3園設置されている。令和4年から認可保育所から移行した①幼保連携型が1園設置される予定。

事前アンケートでは、回答のあった43法人のうち、22法人は認定こども園への移行は考えておらず、10法人はなんらかの形でいずれ移行を考えている、との内容だった。

(8) 公立保育園について

公立保育園は、市が直接運営している認可保育所であり、現在市内に6園設置されている。地域としては市内各地域福祉圏域に1園ずつある。

認可保育所としての施設や人員配置の基準等については、原則として公私立の差は無い。ただし運営費については、私立認可保育所等は基本的に国や都の補助金とあわせた市からの委託費（施設型給付費）等により運営されているが、公立保育園は国や都の補助はほとんどなく、ほぼ全額が市税等を財源としている。

公立保育園の役割として他自治体で挙げられている例としては、保育施設間の連携強化や地域の保育の質の向上、子育て家庭への支援、医療的ケア児受入れ拡大のための取り組みの中心となること、また不測の事態への保育のセーフティネット等がある。

市では、2007（平成19）年度に市立保育園民営化ガイドラインを策定し、11園あった公立保育園のうち5園の民営化を進めた。2011（平成23）年4月から2020（令和2）年4月にかけて5園の民営化を完了した。民営化後の園舎の建替え等により2022（令和4）年度末までに合計150人程度の定員増が実現できる見込みとなったことから、2020（令和2）年度に民営化の検証を行い、「立川市立保育園民営化に関する検証報告書」をとりまとめた。（P32,33 参照）

Ⅱ 立川市の保育に関する課題の検討

＜本委員会で提言に至るまでの個別意見を項目ごとにまとめた＞

(1) 幼児教育・保育の質の向上について

① 幼児教育・保育の質の現在の考え方

保育の場は、子ども達が日中の大半を過ごす生活の場、教育の場であるため、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の中で、常に「幼児教育・保育の質」を向上していくための取り組みを行うことが求められている。また、令和2年度に実施した市立保育園民営化検証報告書の中では、下記の内容で保育の質について言及している。

■市立保育園民営化検証報告書（P20）で提示した「保育の質」

（子どもにとって）

- ① 保育を通じて人への信頼と自分への自信を育てること
- ② 子どもが安心して遊び、心を動かされるような環境を整えること

（保護者にとって）

- ③ 保護者とともに、子ども一人ひとりの成長と発達を見守り、ともに育み喜び合うことができること。
- ④ 保護者の気持ちに寄り添い、保育園の機能や専門性を活かして、保護者の子育てを支援すること。

（保育所にとって）

- ⑤ 職員の育成ができる職場風土があり、安心して働ける場所であり続けること

市では、第4次夢育て・たちかわ子ども21プランで、次のとおり施策目標を掲げている。

1. 子どもの権利を尊重します
2. ひとりひとりに応じた＜子育て＞を支援します
3. ひとりひとりに応じた学びを支援します
4. ひとつひとつの家庭に応じた＜子育て＞を支援します
5. 子育てと仕事の両立を支援します
6. 配慮を必要とする子どもや家庭を支援します
7. 地域のあらゆる構成員が連携・協力して事業を推進します

また、保育に関する市の基本的な方針として、子どもが自ら育とうとする力を信じ、大人との信頼関係を土台にしてその子らしさが十分発揮できるよう、環境を整え、成長した後にも生きる喜びを持ち続けられるよう、人として尊重し、共に育ち合うことを大切にする以下の保育理念を掲げている。

■立川市の保育理念

『子ども一人ひとりの育つ力を大切にし、のびやかな環境の中で
生きる喜びを生涯にわたって持ち続けられるようにします』

②3つの視点から考える『幼児教育・保育の質』について

国で行われた「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」では、保育の質は、“子どもの経験の豊かさと、それを支える保育士等による保育の実践や人的・物的環境からその国の文化・社会的背景、歴史的経緯に至るまで、多層的で多様な要素により成り立つもの”とされ、子どもが心身ともに満たされ、豊かに生きていくことを支えるものとしている。

また保育の質の考え方として、国では「内容」「人材」「環境」を挙げているが、ここではひろく市民や働く方に伝わりやすいよう、「子どもにとって」、「保護者にとって」、「施設・園等の運営側にとって」の3つの視点から考えていくこととした。

※P20・21 保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領対比表および P22 「保育の質三つの視点から」参照

○『子どもにとって』の幼児教育・保育の質

- ・「心を動かされるような(ドキドキわくわくする)環境で安心して遊ぶ」

幼児教育・保育は「環境を通して行うもの」であり、「保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。」とされている。

子どもが夢中で遊べる環境、いろいろ試したり挑戦したりすることができる環境、自分で考え決められる環境、人と関わることも関わらないこともできる環境など、子どもが安心して主体的で能動的な活動ができる環境を整える。

- ・「人への信頼と自分への自信が育つ」

大人の養護のもと年齢に応じた生活を送り、人との関わりや様々な経験をする中で、自分が他の人に受けとめられ、認めてもらうことで、人への信頼と自分への自信が育つ。子どもにとっての安全基地となるような関係が土台となる。

- ・「生きる喜びを感じることができる」

就学前の子どもの学びとは、学校の教科を前倒して行う事だけを指すのではなく、周囲の環境や他人との関係性の中で、「心が動く」経験を積み重ねることによって得られるものである。生きる喜びを実感して、その中で自身を確立していく準備をすることであり、小学校・中学校へとつながり、やがて将来にも影響を与えることになる。

○『保護者にとって』の幼児教育・保育の質

- ・「多様な保育サービスがある」

家庭環境、保護者の人生観や働き方、子育て観等が多様化し、求められるサービスも多様化していることから、各家庭、保護者の状況に応じた子育てサービスを整え、提供しやすい仕組みづくりが求められている。また、保護者の利便性だけではなく、子どもの育ちにとってどうか、という視点も考慮する必要がある。

- ・「子ども一人ひとりの成長と発達を共に喜び合える」

幼稚園教諭・保育士等の保育者がその専門性を活かし、保護者の思いに寄り添いながら、保護者の子育てを支援する

- ・「気持ちに寄り添ってもらえる」

保護者もそれぞれ一人の人間としての生き方があり、子育てに悩みを持ったり、難しさを感じている保護者がいる。そのような気持ちや思い、状況に寄り添いながら、子育てと保護者自身の自己実現などを支援していく。

○『施設・園等の運営側にとって』の保育の質

- ・「常に幼児教育・保育の質を向上していく」

幼児教育・保育の質については、保育所保育指針・幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、常に向上させていかなければならないとされている。

- ・「子どもの成長を信じ、一人ひとりに向き合う」

施設・園が安心してすごせる居場所となるように、子どもの年齢・発達に応じて保育環境を整え、子どもの成長を信じ、一人ひとりに真摯に向き合い、工夫して保育を行う。

- ・「わかりやすく情報発信する」

施設・園で大切にしていること、取り組みの内容、子どもの育ちの様子、子育てに関する情報等を、適宜、わかりやすく保護者や地域に発信し共有することによって互いに理解を深め、協力し合って子育てを行う。

- ・「機能や専門性を生かして保護者の子育てを支援する」

子どもや保護者が安心して幼児教育・保育を受けられるための支援を行う。園の生活の中で困り感のある子どもへの支援、アレルギーを含む個別の食事対応、家庭の養育への支援など、「途切れ・すき間のない支援」を行い、幼児教育・保育から、学校へとつなげる。それぞれの家庭や子どもに真摯に向き合い、保護者と施設・園が協働して子育ての安心感を得られるようにする。養育の支援が必要な家庭には、保護者の主体性を尊重しつつ、その家庭のニーズに応じて、支援の方法を検討し、他機関とも連携しながら支援をする。

・「人材育成と人材確保および定着に努める」

施設・園は、より良い幼児教育・保育が実施されるよう人材育成・人材確保および定着に努めるとともに、職員自身の生活や生き方と仕事とのバランスがうまく両立できるように努める。また、職員が互いに学び合い、高め合える風土が必要である。

・「学校や地域、関係機関等との連携を深める」

保育所保育指針・幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園教育・保育要領で提示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を手がかりに子どもの育ちの様子を小学校に伝えることにより、施設・園での成長発達が途切れることなく学校に引き継がれ、継続していけるようにする。

園での取り組みについて情報発信して理解を得るように努め、交流や地域の子育て支援等による連携も継続して行う。

子ども家庭支援ネットワークのブロック会議等で、子どもや家庭の状況について情報共有し、地域や関係機関と連携して必要な支援を継続していく。

保護者との日頃のコミュニケーションを大切にし、子どものためにより良い保育運営となるよう連携していく。

・「認可保育所以外の園・施設への支援・連携」

認可保育所以外の幼稚園や地域型保育事業等から、市からの支援・連携を望む声がある。

③「幼児教育・保育の質」の確認について

○市は、幼児教育・保育の質の維持・向上のため、指導検査、巡回保育相談等の機会に施設・園が行う下記の取組を把握し、必要な助言を行う。

・日常的に施設・園や保護者からの相談等に対応しながら、施設・園や保護者の状況を把握・理解し、その上で適切な支援等を行う。

＜幼児教育・保育の質の維持・向上のための主な取り組み＞

- ・子どもの人権擁護・虐待防止、子どもの主体性を尊重する保育等の取組み
- ・保育の計画の作成、記録、自己評価、研修などの人材育成等による保育の質の向上
- ・保護者や地域等への情報発信、情報提供
- ・安全で衛生的な環境の整備
- ・感染症対策、防災対策に関する取組み
- ・発達支援の取組や相談対応等
- ・地域の子育て支援の取組み

○都や市は指導検査等により、施設・園の人員基準や運営基準等の適合状況を確認し、より適切な運営ができるように支援していく。

保育の質 検討資料 Ⅰ

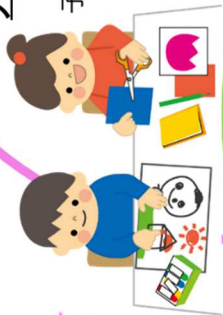
保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領

総 則			
『環境を通して行うもの』 3つで共通			
第1章 総則 1 保育所保育に関する基本原則 （1）保育所の役割 イ ……保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。……	第1章 総則 第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等 1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本 ………環境を通して行うものであることを基本とし、家庭や地域での生活を含めた園児の生活全体が豊かなものとなるよう努めなければならない。……	第1章 総則 第1 幼稚園教育の基本 ………幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。……	幼稚園教育要領
保育の目標・教育目標			
第1章 総則 1 保育所保育に関する基本原則 （2）保育の目標 ア ……子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うため…… （ア）生命の保持及び情緒の安定を図る （イ）心身の健康の基礎を培う （ウ）自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う （エ）豊かな心情や思考力の芽生えを培う （オ）言葉の豊かさを養う （カ）創造性の芽生えを培う	第1章 総則 第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等 2 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標 ………義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、子どもの最善の利益を考慮しつづ、その生活を保障し、保護者と共に園児を心身ともに健やかに育成するもの………満3歳未満の園児の保育にも当てはまることに留意するもの	第1章 総則 第1 幼稚園教育の基本 ………幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため……… 学校教育法 第二十三条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。 第二十三条 ……目的を實現するため、掲げる目標を達成するよう… 一 身体諸機能の調和的発達を図る 二 自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養う 三 社会生活、生命及び自然に対する興味、正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養う 四 言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養う 五 豊かな感性と表現力の芽生えを養う	幼稚園教育要領
幼児期の終わりまでに育ってほしい姿			
幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（3つの要領、指針で共通） 次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づき保育活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であり、保育士等が指導を行う際に考慮するものである。 幼稚園教育要領 第1章総則 第2-3 保育所保育指針 第1章総則 4-(2) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 第1章総則 第1-3-(3) （1）健康な心と体 （2）自立心 （3）協同性 （4）道徳性・規範意識の芽生え （5）社会生活との関わり （6）思考力の芽生え （7）自然との関わり・生命尊重 （8）数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 （9）言葉による伝え合い （10）豊かな感性と表現			

全体的な計画		
第1章 総則 第3章 保育の計画及び評価 (1) 全体的な計画の作成 ア ……各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。 イ ……子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない	第1章 総則 第2章 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等 1 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成等 (1) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の役割 ……「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成 ……教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画に基づき組織的かつ計画的に各幼児連携型認定こども園の教育及び保育活動の質の向上を図っていくこと(以下「カリキュラム・マネジメント」という。) に努めるものとする。	第1章 総則 第3章 教育課程の役割と編成等 1. 教育課程の役割 ……全体的な計画にも留意しながら、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ教育課程を編成すること、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていく ……教育課程に基づき組織的かつ計画的に各幼稚園の教育活動の質の向上を図っていくこと(以下「カリキュラム・マネジメント」という。) に努めるものとする。
『5つの領域』は3つで共通 『乳児期の3つの視点』は保育所保育指針、幼児連携型認定こども園教育・保育要領共通で設定		
5つの領域(3つの要領、指針で共通)		
この時期の発達の特徴を踏まえ、保育の「ねらい」及び「内容」について、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」としてまとめ、示している。(保育所保育指針 第2章保育の内容 3 3歳以上の保育に関するねらい及び内容 (1)ーイ より抜粋)		
第1章 保育の内容 「ねらい」及び「内容」を具体的に把握するため、主に教育に関わる側面からの視点を示しているが、実際の保育においては、養護と教育が一体となって展開されることに留意する必要がある。 1 乳児保育に関わるねらい及び内容 『3つの視点』 ・身体的発達・社会的発達・精神的発達 3 3歳以上の児の保育に関するねらい及び内容 『5つの領域』	第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項 ……教育及び保育のねらい及び内容を乳幼児の発達の側面から、乳児は三つの視点として、幼児は五つの領域としてまとめ、示したものの… 第1 乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容 『3つの視点』 ・身体的発達・社会的発達・精神的発達 第3 満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容 『5つの領域』	第2章 ねらい及び内容 ……各領域に示すねらいは、幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものの… ……「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、ねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際に考慮する… 『5つの領域』
3つで共通		
小学校との接続		
小学校との接続(3つの要領、指針で共通) 小学校以降の生活や学習の基礎の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。 育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう……「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図るよう努めるものとする。 (保育所保育指針 第2章保育の内容 4 保育の実施に関して留意すべき事項 (2)より抜粋) 幼稚園教育要領 第1章総則 第3ー5 保育所保育指針 第2章保育の内容 4ー(2) 幼児連携型認定こども園教育・保育要領 第1章総則 第2ー1ー(5)		
第4章 子育て支援 1 保育所における子育て支援に関する基本的事項 2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援 3 地域の保護者等に対する子育て支援	第4章 子育て支援 第1 子育ての支援全般に関わる事項 第2 幼児連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援 第3 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援	第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項 1 ……教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の心身の負担に配慮するものとする。 2 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、…幼稚園と家庭が一体となって 幼児と関わる取組を進め……
子育て支援		
保育所保育指針	幼児連携型認定こども園教育・保育要領	幼稚園教育要領

保育の質三つの視点から

◆子どもにとって



友達と遊びたい

園が楽しい

一緒に食べると
美味しい!

先生が好き!

育児、しつけ、教育



多様な保育サービス

利便性

子育ての伴走者

成長をともに喜ぶ

子育ての仕方を学ぶ

子育てに関する情報が得られる

園の保育がわかる

◆保護者にとって

生きる喜び

心が動く経験

人への信頼

安心

子どものペースで
自分らしく

安全基地

人権が守られる

子どもの最善の利益



安全で衛生的

子どもとともに
教育・保育の環境

一人ひとりの子どもと
向き合い寄り添う

法令順守

専門性を高める

発達保障 途切れすぎない支援

人材育成の職場風土

地域支援 職員が安心して働ける

自己評価 園の理念・特色

学校への接続

地域に開かれた保育園

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

保護者・家庭に寄り添う



園にとって

<子どもの計画>

- ・夢育て・たちかわ子ども21プラン
- ・第2次発達支援計画
- ・第3次特別支援教育実施計画

<関係法令>

- ・児童福祉法
- ・子ども子育て支援法
- ・子どもの権利条約
- ・保育所保育指針
- ・幼稚園教育要領
- ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領
- ・設備運営基準

(2) 多様な保育サービスについて

～身近な場所で多様な保育サービスを～

①延長保育事業

- ・延長保育についてはほとんどの保育所等で実施されている。すべての園で長時間の延長保育を実施していくものではなく、認証保育所や、保護者の職種に応じた認可外保育施設等の利用も含めた選択肢の提供により、必要な家庭が利用できるようにしていくことを求める。

②育休明け入園予約制度

- ・待機児童が減少し、徐々に4月当初には保育所等での受入れ定員に空きが出る状況になってきている。実施園の拡大・縮小は保育需要により、定員のゆとりを活用することも含めて検討していくことを求める。

③一時預かり事業 ④定期利用保育事業 ⑤幼稚園における預かり保育事業

- ・一時保育は保育所等と幼稚園で提供されているが、利用条件や定員に大きな違いがある。市全体の子育て支援として、幼稚園の長期休暇中の預かり保育や、就業や病気によるものに限らずに利用できる保育所等の一時保育の拡充を求める。
- ・保育所等の一時保育は、わかりやすい情報発信や事前登録申請、面接内容の統一を図るなど、利用しやすい体制を整えるように求める。

⑥病児・病後児保育

- ・子どもの出生数の減少と急性感染症疾患の減少に伴い利用者の減少傾向がある一方で、慢性の基礎疾患を有している子ども（医療的ケア児も含む）の一時保育や、保護者の不安に対する専門的なサポートなど、多様なニーズの増加がみられていることから、それに対応する保育施設としての役割の拡大が必要である。
- ・軽い病気や急性期ではない病児・病後児については、その子どもが在園し、看護師配置のある認可保育所等で環境を整えた受入れを検討していくことが課題である。

⑦医療的ケア児の受入れ

- ・今までも医療的ケア児の受入れを実施してきた公立保育園等が取り組みを継続し、蓄積してきた経験・技術等のノウハウを活かし、今後、どの施設・園でも医療的ケア児の受入れができるように、ガイドラインを策定する必要がある。施設・園だけの取組ではなく、保護者の理解や協力も得なければならない。職員配置のための支援制度等の整備も必要と考えられる。公立保育園には今まで

の経験を生かした指導的立場を期待する。

- ・小中学校で実施しているように、医療的ケア児に対して指導医を設置するなど、主治医でなくても相談できるシステムの検討や、施設・園から市への相談窓口を明確にして、連携・支援がスムーズに行えるような仕組みづくりが求められる。
- ・公立保育園が受入れの中心となっている現状から、医療的ケア児が行きたい施設・園を選べるようになるために、受入れの取組みをどのように拡大していくかが課題である。
- ・医療的ケア児の支援には福祉など他の機関と密着した取り組みが必要で、市の幼児教育・保育担当部署だけで完結することは難しいため、複数の部署を横断した繋がりが大切だと考える。

⑧トワイライト保育（22 時までの夜間保育）⑨休日・年末年始保育

- ・休日や長時間保育については調査でのニーズはあるが、実際の利用はあまり多くない。保護者の職種や様々な家庭の事情により必要な場合は、必要なサービスの情報が届くような対応が望まれるが、長時間の保育利用は生活リズムや子どもの心身の成長発達等への影響が大きいことを十分に考慮し、「子どもにとって」の視点から保育サービスを検討していくことも重要である。

⑩送迎拠点を利用した保育所・幼稚園等の送迎サービス

- ・きょうだいで別の園・施設に通う場合など、一定の需要はあり、立地に左右されずに園・施設を選びやすくなる。0，1，2歳児をバス等で送迎することには子どもの負担や緊急時の保護者との連絡体制等の課題もあることから、慎重に検討すべきである。

⑪保育サービス全般

- ・今後は、就業等の理由だけではなく、困り感を感じている保護者への支援やレスパイト等、様々な保育需要への対応、子どもの安全に関わる緊急性の高い事案への対応など、情報を整理してわかりやすく伝えるとともに、できるだけ容易に必要なサービスにたどり着くことができるようにすることが求められる。
- ・子どもに早期に様々な経験をさせたいと要望する保護者のニーズに応じて「読み書き・計算」「外国語」「体操教室」など、いわゆる習い事について、保育サービスとして行っている施設・園は複数ある。費用負担のルールや内容をわかりやすくして欲しいといった要望もある。一方、幼稚園教育要領や保育所保育指針等にも示されているように、幼児教育、子どもの学びは生活の中で、環境を通して行うものでもあるため、どのような取り組みが子ども達の育ちに必要なのかという発信をすすめ、保護者の心配を軽減することも重要である。

(3) 今後の施設・園の更新や運営について

～計画的な施設の更新、職員の処遇改善を～

○施設更新の方向性

- ・公立保育園のうち5園は建設後40年以上経過しており、老朽化した施設は、安全面や衛生面で課題が多い。建替え計画は未定であるが、整備の際には財源の確保が大きな課題となる。
- ・今後は、公私立の施設や園全体を見ながら、少子化による人口の推移や国・都の補助制度、市の財政負担等を考慮し、民間施設に対する整備補助などの財政支援等を行いながら、公私立施設の更新を計画的に実施していく必要がある。

○園運営の課題や今後の見通しについて

- ・運営事業者の約88%が利用児童の減少について課題と感じており、今後の保育需要と児童受入枠の確保や認定こども園への移行、認可外保育事業所等の認可保育所への移行などが課題となっていくと考えられる。
- ・今後は柔軟なサービスの展開と公立保育園からの子育て支援が必要である。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みの中で、施設・園の行事などについて見直しができた。今後も工夫しながら、子どもと触れ合い、向き合っていくような取り組みを継続する必要がある。
- ・保育の質の向上を担う人材育成のための運営体制の維持や、人材確保の困難さ等が課題となっている。保育士等の職員確保および定着のため、処遇改善等の実効性のある方策が必要と考えられる。

(4) 保育の量、施設の配置等について

～保育の量の維持と確保、施設の配置を適切に～

- ・待機児童が減少し、特に乳幼児人口の減少傾向が大きいことから、これまでの施設・園の新設や増改築により保育受入れ枠を拡大して待機児童減少を図る方策から、方向転換が必要となる。
- ・市全体としては、現状でおおむね適正な施設配置はできていると考えるが、子どもの数が減少してきており、今後は入園者が定員に満たなくなることが予想されるので、市が今後の見込みを的確に把握することが必要である。
- ・少子化に伴う保育所等の定員の設定については、保育需要に見合った定員に変更していくことが望ましいが、施設整備の借入金償還等も考慮しながら事業継続をしていく必要がある。また、市は利用定員の考え方を基に、定員の変更に柔軟に対応してほしい。
- ・企業主導型保育事業所は、地域貢献のため地域の子どもを受入枠があることから、今

後立川市のまちづくりにどのようにリンクさせていくかが大切である。

- ・家庭的保育や小規模保育事業所は自分の家にあるようなアットホームな施設が特色なので、待機児童が減少しても、保護者の選択肢として継続してほしいと考える。
- ・幼稚園については、入園児童数が減少傾向で、今後の課題があると考えられる。

(5) 公立保育園について

～公立保育園には地域の中核的な役割を期待～

- ・公立保育園は行政との連携が迅速に密接に行えることや、各福祉圏域に1園ずつ設置されていることから、子ども・子育て家庭支援について地域で中核的・多機能的な役割を果たすことを期待する。民間ではどうしても対応できない案件でも対応する方策を求められること等があり、セーフティネットが必要である。
- ・保育所等、幼稚園、認定こども園がそれぞれ強みを活かしていくために、公立保育園がつなぎ目になり、立川市全体の保育の質の向上や、地域の中で子どもをどう育てるか、そのためにどのように情報共有をしていくかを一緒に考え、途切れ・すき間のない子ども子育て支援に対応することを期待する。
- ・公立保育園には経験豊富な職員が多いので、市内全体の保育をコーディネートしたり、指導的な役割を担うことを期待する。
- ・公立保育園だけでなく、関係部署とも協力して、行政の横の連携を強めた育児相談、支援等を行ってほしい。
- ・認可保育所同士の連携にとどまらず、幼稚園や地域型保育事業所等との連携強化を期待する。

(6) 地域の子育て支援について

～園の専門性を地域に活かして～

- ・家庭保育を希望していても産前産後や乳児期の子育てが、非常に大変なので、柔軟な保育サービスの充実が必要である。
- ・保育を希望する家庭ばかりではなく、家庭で子どもをみることを希望する保護者も多いので子どもを預けるという選択肢だけでなく、育児の方法や、子育ての楽しみを発信することも必要。保護者が子育てに幸せを感じられる社会であってほしい。
- ・育児を楽しめない父親・母親等の支援や、保護者が孤立しないよう、ひとりの人間として社会に関わっていることを感じられる場の提供等、園を活用した地域支援が必要。
- ・養育の支援が必要な保護者に対しては、保育所等の入園後も養育支援を継続してほしい。
- ・子育てが行き詰まってしまう前に、保護者に伝わりやすい案内や周知を行い、安心して相談ができ保育サービスが利用できる体制を整えてほしい。
- ・いずれは、就業等の理由がなくても、利用しやすい保育事業を進めてほしい。

Ⅲ 今後のより良い保育の実現に向けた提言

立川市保育のあり方検討委員会では、今後10年程度を見すえて、市全体の幼児教育・保育の現状や課題について話し合いを行い、より良い保育の実現に向けた提言を次のとおりまとめた。

【提言】

1. 幼児教育・保育の質を見える化し、希望する幼児教育・保育を受けられる環境づくりに努めること

幼児教育・保育の質については、施設や園、運営法人ごとの歴史や考え方、地域性などの違いはあるが、「子どもから」・「保護者から」・「施設・園等の運営側から」という視点から、市民にわかりやすく見える化をし、質の保たれた幼児教育・保育を受けられる環境づくりを進めることを求める。

2. 市全体で「ともに地域で子育てをしている」という思いを共有し子どもや子育てを支える保育の力を高めていくこと

園での具体的な取り組みや、職員が働いている様子、抱えている課題等を地域や保護者に発信し、利用者だけでなく市民全体で共有することで、「ともに地域で子育てをしている」思いを持ち、子どもや子育てを支える力を高めていくことを求める。

3. 途切れ・すき間のない支援の充実に取り組むこと

誰でも安心して幼児教育・保育を受けられるよう、幼稚園・保育所等の機能や専門性を活かして、一人ひとりの成育歴や成長、発達に応じた支援や、家庭のニーズに応じた子育てへの支援を充実していくことを求める。

各支援機関や学校と連携・接続を図ることによって「途切れ・すき間のない」支援が継続することを求める。

4. 保育サービスの適切な量と利用しやすい環境の整備を行うこと

保育サービスについては、待機児童の減少や幼児教育・保育を提供する主体の増加、新型コロナウイルスの影響による就業形態の変化などを踏まえた適切な量

の提供と、多様な保育サービスを利用しやすい環境の整備を求める。

今後は保護者が、希望する保育所や幼稚園を選び、気軽に利用できる環境の実現を望む。利用する施設や園を選ぶ時、保護者側のニーズや利便性等に偏ることなく、子どもにとって必要な幼児教育・保育を提供できるよう、地域ごとに施設・園の強みや特徴が生かされ、運営されることを望む。

5. 職員の確保や定着、資質向上の取組への支援に努めること

幼児教育・保育の質の維持向上のためには、保育士等の職員が安心して働き続け、無理なくスキルアップしていける環境の整備が重要であり、施設の状況に応じた実効性のある取組に対して支援していくことを求める。

6. 公立保育園は中核的・多機能的な役割を担っていくこと

公立保育園には、子ども・子育て家庭支援について、地域で中核的・多機能的な役割を担い、地域の相談先として日常的に市民対応を行うとともに、立川市全体の保育の質の向上と、途切れ・すき間のない支援を推進していくことを望む。

市内の幼稚園や保育施設などの各施設が、それぞれの機能や強みを十分に生かせるよう、地域の連携のつなぎ目となることを望む。

災害時や緊急時には、民間では対応が難しいケースも含めて調整を行い、迅速に市民の安全・安心を確保するよう望む。

最後に

立川市の保育のあり方の検討にあたっては、資料等により現状を把握し、幼児教育・保育や子育てに関する課題を確認した。子ども達の育ちや園を利用する保護者への視点はもちろん、支援が必要な家庭や子ども、地域で子育てに悩んでいるがなかなか保育サービス等につながらない保護者についても、より良い支援につながっていくよう委員それぞれの立場から意見を述べて検討していった。

今後、超少子高齢社会がさらに進むと見られる中で、地域ぐるみで子どもや子育てを支えるためには、幼稚園や保育所等を含めて、市のまちづくりを考えていってほしい。

本委員会としては、すべての子どもが等しく豊かな乳幼児期を過ごせるよう、保護者も安心して子育てができるよう、この提言が今後の立川市の幼児教育・保育の方向性を定めていくために活かされることを切に望む。

【資料】

【立川市保育のあり方検討委員会設置要綱】

（設置）

第1条 子育てを取り巻く環境の変化を踏まえ、これからの立川市の保育のあり方について検討するため、立川市保育のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- （1）立川市の保育のあり方の検討に関すること。
- （2）その他必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員 11 人程度で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者につき市長が委嘱し、又は指名する。

- （1）保育に関する学識経験を有する者 1 人
- （2）児童発達支援施設長経験者 1 人
- （3）医師 1 人
- （4）市内の民間の認可保育所、市内の幼稚園、市内の特定地域型保育事業所及び市内の認可外保育施設の代表者 4 人程度
- （5）市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者であって、令和3年7月1日現在において、保育の必要性の認定を受けて市内の保育施設等又は幼稚園を利用している児童の保護者 2 人以内
- （6）子ども家庭部長
- （7）立川市保育所設置条例（昭和 35 年立川市条例第7号）第1条に規定する立川市保育所の園長 1 人（会議等）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 委員会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（意見等の聴取）

第5条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委員の責務）

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（会議の公開）

第7条 会議は、公開とする。

2 会議の非公開については、立川市審議会等会議公開規則（平成 12 年立川市規則第8号）第4条の規定を適用するものとする。

（検討結果の公表）

第8条 委員会における検討結果は、公表する。ただし、前条第2項の規定により非公開としたときは、この限りでない。

（謝礼）

第9条 第3条第2項第1号から第5号までに掲げる委員には、日額 10,800 円の謝礼を支払うものとする。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、子ども家庭部保育課において処理する。

（委任）

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

2 この要綱は、委員会の終了をもってその効力を失う。

○立川市保育のあり方検討委員会委員名簿

委員区分	氏 名
保育に関する学識経験を有する者	米原 立将
児童発達支援施設長経験者	上野 節子
医師	宮田 章子
市内の民間の認可保育所の代表者	野村 哲
市内の幼稚園の代表者	土方 崇
市内の特定地域型保育事業所の代表者	二瓶 秀明
市内の認可外保育施設の代表者	加藤 積一
保育の必要性の認定を受けて市内の保育施設等又は幼稚園を利用している児童の保護者	飯野 結香
保育の必要性の認定を受けて市内の保育施設等又は幼稚園を利用している児童の保護者	村上 加奈子
立川市子ども家庭部長	横塚 友子
立川市保育所 園長	田中 奈央美

○立川市保育のあり方検討委員会開催状況

実施内容	開催日	主な議題等
第1回	令和3年 10月15日(金)	辞令の交付、立川市の保育の現状の説明と全体的な進め方の決定等
第2回	11月12日(金)	検討項目について
第3回	12月17日(金)	検討項目ごとの意見交換
第4回	令和4年 1月17日(月)	検討項目ごとのまとめ
第5回	令和4年 2月10日(木)	立川市保育のあり方に関する提言のまとめ

【事業所・運営法人アンケート実施状況】

1. 調査の目的

立川市の今後の保育のあり方を検討するため、立川市で保育事業等を行っている運営法人及び施設・園に対して、運営状況や保育等を取り巻く環境、今後の運営方針、事業の見込等について調査した。

2. 調査対象

- ①市内の公私立認可保育所、小規模・家庭的保育事業所、認証保育所、企業主導型保育事業所、認定こども園、幼稚園（施設・園等）
- ②上記施設等を運営する事業者（運営法人等）

3. 回収状況

- ① 配布数 77件、回答数 67件、回収率 87.01%
- ② 配布数 55件、回答数 43件、回収率 78.18%

4. 調査内容（※選択肢等による回答及び自由記述による）

①施設・園等

- ・人員体制について
- ・保育・幼児教育の質の向上のための取組みについて
- ・その他の保育サービスについて
- ・人材育成方策等について

②運営法人等

- ・事業所の建設年月や更新計画等について
- ・事業所運営の今度の見通しについて
- ・人材確保方策等について
- ・今後10年程度の事業所運営の見通しについて
- ・認定こども園への移行について

※事業所・運営法人アンケートの結果については、

「立川市の保育のあり方検討（事業所・運営法人）アンケート結果」として、市ホームページに公開している。

（市ホームページアンケート結果掲載 URL

<https://www.city.tachikawa.lg.jp/hoiku/annke-tokekka.html>）

二次元コード



立川市立保育園民営化に関する

検証報告書概要版

市は、保育サービスを取り巻く社会的な状況の変化に対応し、より効率的な行政運営を図るため、民間活力を積極的・効果的に活用し、待機児童の解消を図り、多様化する保育ニーズに応えるため、立川市立保育園民営化ガイドラインを策定し、平成20年3月に、市立保育園11園のうち、5園を民営化する方針を決定した。この方針のもとに市立保育園の民営化を進め、令和2年4月をもって、西砂保育園、見影橋保育園、江の島保育園、柴崎保育園、5園の民営化が完了したことから、その検証を行った。

1. 民営化の目的

- ・待機児童の解消
- ・保育サービス・子育て支援の充実
- ・市の行政運営に必要な財源の確保

2. 検証の方法

- ・民営化園及び市立保育園を対象とした保護者アンケート調査、現地視察、保育士や保護者等に対するヒアリングを実施（保護者アンケートは943部を配布、628件（66.60%）の回答）。
- ・「立川市立保育園民営化評価委員会」（市職員で構成）と、「立川市立保育園民営化検証委員会」（学識経験者、保育園長経験者、保護者で構成）を設置し、検証委員会による現地確認等を行った上で検証を行った。

3. 検証の結果

①プロセスの検証

民営化のプロセスについては、民営化ガイドラインで定められたとおり、事業者選考は適切に実施された。保育の引継ぎを行う際は、市立保育園と民営化事業者はお互いにさまざまな課題に取り組み、保護者の協力のもと民営化を実現することができた。子どもたちは引継ぎ保育の中で保育士との関係を構築していくが、保育を引き継ぐ職員間と保護者との関係づくりには一定程度時間が必要で、最初の西砂保育園、二園目の見影橋保育園では移行への葛藤や負担感があった。市の民営化の経験が積み上がることで、より円滑な移行となっていた。

また市は市立保育園民営化事業全体の進捗管理を行い、民営化後も引き続き民営化園の円滑な運営ができるよう努めている。

※市ホームページ 検証報告書掲載 URL
<https://www.city.tachikawa.lg.jp/hoiku/202103shir/itsujohikuerninnekakenshoukokusho.html>



令和3年3月

②成果の検証

○待機児童の解消

民営化後3年以内に概ね30人程度の定員増を行うこととしており、令和4年度中までに、合計150人程度の定員増を実現する見込み。市は新規認可保育所等の施設整備も行ってきたことから、地域や年齢にはあるものの、ほぼ待機児童は解消することができたと考えられる。

○保育サービス・子育て支援の充実について

5園全てで延長保育を30分から60分に拡大した。また、一部の園では、開所時間を変更することで保護者のニーズに対応しており、一時預かり・定期利用も開始している。

民営化園での保育は、保護者アンケートやヒアリング、現地の確認等から、個別の課題はありながらも、それぞれの園には良い特色があり、概ね適切に実施されていると言える。

○市の行政運営に必要な財源の確保について

施設整備については、既に3園で園舎改修や建替えが済んでおり、施設整備に係る市の負担額は、市が国や都からの補助金を活用し民営化園の整備を補助する場合、単独で市立保育園を整備する場合と比べ、1園につき2億円から3億円程度の軽減が見込まれることから、市の負担を抑えながら施設の更新を行うとの目的は達せられたと言える。

運営費としては毎年、1園あたり1億円程度の効果があると考えられている。待機児童の解消のための民営化園による定員増や、民営化園以外の新規認可保育所等の整備等による定員増に伴い、保育に係る運営費は右肩上がりとなっているが、民営化園5園の財政効果として毎年5億円程度が見込まれているので、市全体の保育に係る運営費の増加を抑えることができ、行政運営の効率化を実現できたと考えられる。

4. 検証のまとめ

市が平成19年度に策定した「立川市立保育園民営化ガイドライン」に基づき進めてきた、5園の市立保育園民営化の取組について、5回の委員会と2回の現地視察を行い検証した。

約10年にわたる1園ずつ民営化したことで、改善すべき点を次へ生かしながら進めることができ、保護者の民営化に対する理解も広がっていったことや、市立保育園職員の他職種への変更はせず、市の職員定数の削減にも貢献があった。

待機児童解消への効果とともに、行政運営の効率化についても、施設整備費や運営費の大きな削減を行うことができ、市の民営化の当初の目的を達成することができていると考えられる。

保育については、延長保育の拡大などの保護者ニーズに対応したサービスの充実がなされ、市立保育園の保育方法を一部引き継ぎながらも、特色のある保育が行われており、民営化してから時間が経過している保育園ほど、保護者の満足度は上昇する傾向があった。

市と民営化事業者は互いの保育方法や手法について考え、参考としており、今後の保育園運営にあたり、引き続き保育の質の向上を目指していくことが大切である。

最後に保護者説明会や三者懇談会、そのほか多くの打ち合わせや話し合い、作業などを行った。市立保育園民営化に関わったすべての方々に対して、子どもたちの最善の利益の為に、ご尽力されたことに感謝を申し上げます。



教えて民営化

Q 立川市の民営化とは？

A すてにある公立保育園の運営主体を立川市から社会福祉法人に移行することです。
民営化ガイドラインを策定し10年間で5園を民営化しました。
私立保育園ともなっても、保育料や入園の手続きは変わりません。

Q なぜ民営化したの？

A 女性の就業率の増加により待機児童が増加し、市立保育園の運営に係る国庫補助金が一掃財源化するなどの社会背景により、効率的な行政運営のため、限られた資源の中で民間活力を活用し、待機児童の解消と多様化する保育ニーズに応える必要があったからです。

Q 慣れ親しんだ保育士さんが全部変わるのは大変。子どもは大丈夫かしら？

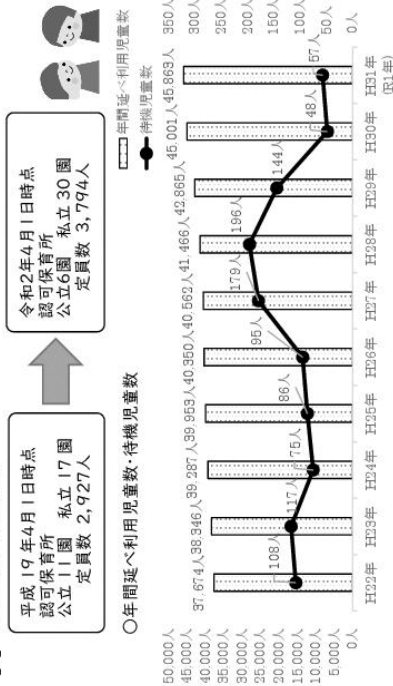
A お子さんが安心して保育園に通い続けられるように、保育を引き継ぐ期間を設けて丁寧に進めました。

Q 民営化ってちょっと心配、よくわからなくて不安

A 保護者や学識経験者を含む委員会を設置し、アンケートや現地に出向き、この10年間の5園の民営化を検証することとなりました。くわしくは検証報告書をご覧ください。(市HPに掲載)

Q 10年間で保育を取り巻く社会情勢などが変わったのでは？

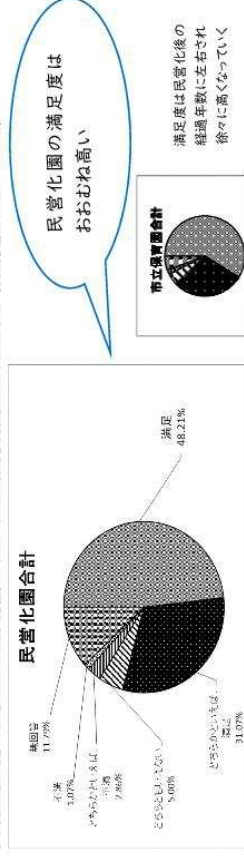
A 〇立川市内保育所の数



子ども・子育て支援新制度(平成27年度)や幼児教育・保育の無償化の開始(平成31年度)など国の制度も大きく変化しました。

検証報告書のポイント

〇総合的に見て、通っている保育園についてどの程度満足していますか？(保護者アンケートより)



建替え前



園舎建替え例
(江の島保育園)

園舎建替えには国や都の
補助を活用

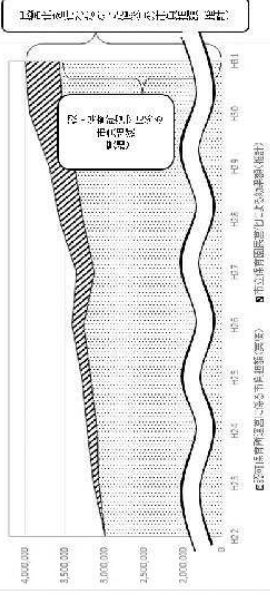
建替え後



〇待機児童解消のために国や都の補助を活用した園舎建替え等により5園で150人程度の定員増の予定

〇民営化の財源は、市の行政運営の効率化に大きく寄与

市立保育園民営化による効果(推計)



平成31年度までに、新設された私立認可保育所は8園、小規模保育事業所や認証保育所、認定こども園などの新設など、保育を必要とする子どものための費用は右肩上がり増加

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
認可保育園運営に係る市立保育園民営化による効果(推計)	2,987,233	3,071,387	3,096,303	3,172,498	3,258,949	3,125,237	3,276,907	3,376,210	3,525,728	3,566,801
市立保育園民営化を 行わなかった場合の市 立保育園(推計)	2,987,233	3,131,435	3,211,134	3,287,352	3,413,549	3,560,411	3,569,456	3,688,264	3,942,336	4,001,592
市立保育園民営化による効果(推計)	0	60,048	114,831	114,854	154,600	225,174	272,549	313,054	416,608	434,791

立川市の保育のあり方に関する提言

発 行 2022（令和4年）年3月

立川市子ども家庭部保育課

〒190-8666 東京都立川市泉町1156番地の9

電 話 042-523-2111（代表） 内線1320（保育課）

F A X 042-528-4356（保育課）